

審査基準

令和2年3月23日作成

法令名	火薬類取締法
根拠条項	第17条第8項
処分の概要	譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者(委任先)	鳥取県公安委員会
法令の定め	火薬類取締法第17条第8項(譲渡許可証等の再交付の申請)、同第50条の2(猟銃用火薬類等の特則) 火薬類取締法施行令第12条(政令で定める火薬) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第7条第1項(譲渡許可証等の再交付の申請)、同第13条(申請及び届出の手続)
審査基準	
標準処理期間	1日
申請先	申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23-0110)
備考	